

合併協議会 だより

第20号

2005.12.1
発行



幕別町・忠類村合併協議会

編集・発行 幕別町・忠類村合併協議会事務局
〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222
URL : <http://north.hokkai.net/maku-chu.gappei/> E-Mail : maku-chu.gappei@north.hokkai.net

新『幕別町』の事務組織及び機構が決定 忠類総合支所には5課21係を配置



写真:忠類村農業委員会委員の視察の様子(幕別町農業協同組合農産センター)

もくじ

特別職の身分の取扱い…	2
事務組織及び機構の取扱い…	4
補助金・交付金等の取扱い…	6
公共的団体等の取扱い…	8

平成17年11月15日、幕別町民会館において、第21回幕別町・忠類村合併協議会が開催され、「特別職の身分の取扱い」など、4件の調整結果報告が承認されました。

「事務組織及び機構の取扱い」では、忠類総合支所に部長職である総合支所長を置き、5課21係体制とすることとなりました。(本紙4、5ページに掲載)



第21回幕別町・忠類村合併協議会が11月15日、幕別町民会館講堂で開催されました。

この日は、調整結果が4件報告され、「事務組織及び機構の取扱い」、「公共的団体等の取扱い」、「補助金・交付金等の取扱い」については、全会一致で、「特別職の身分の取扱い」については、賛成多数で決定されました。

調整結果報告

- すでに決定された調整方針のうち「合併時まで調整する」または「合併時に再編する」とされていた下記の事業について、分科会及び専門部会の調整結果を幹事会でさらに調整・決定した結果が協議会に報告され、報告のとおり承認されました。

協議項目12

特別職の身分の取扱い

【決定されている調整方針】

- 3 議会議員の報酬額等については、合併時まで調整する。
- 4 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数及び任期については、幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額については、合併時まで調整する。

- 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の報酬額については、いずれも幕別町の現行の額とすることとなりました。
- 農業委員会委員については、合併後も幕別農業委員会、忠類農業委員会として引き続き存続することから、報酬額もそれぞれ現行のとおりとし、農業委員会の統合時には再編することとなりました。

新町の行政委員会の報酬額

【教育委員会】

委員長	57,500円/月
委員	37,500円/月

【選挙管理委員会】

委員長	9,000円/日
委員	8,200円/日

【監査委員】

識見者	125,000円/月
議員	46,000円/月

【公平委員会】

委員長	9,000円/日
委員	8,200円/日

【幕別農業委員会】

会長	57,500円/月
会長代理	43,000円/月
委員	37,500円/月

【忠類農業委員会】

会長	48,000円/月
会長代理	37,000円/月
委員	32,000円/月

【固定資産評価審査委員会】

委員長	9,000円/日
委員	8,200円/日

- 議会議員の報酬額等については、在任特例が適用される忠類村議会議員について、忠類村の現行報酬額である16万2千円とし、幕別町議会議員については現行のとおりとすることとなりました。

また、期末手当については、幕別町の例により、報酬月額に10パーセントを加算した額に支給率を乗じて得た額を支給することとなりました。

- ◎ 事務局の説明のあと、忠類村の帰山委員から、「議員報酬について、忠類村の現報酬額となった過程について教えて欲しい。また、意見として、町づくりの住民会議の座長をさせてもらった平成14、15年当時は、自立に向けて真剣に検討した結果、負担を最高に、サービスを最低に、報酬を10パーセント切り下げても、基金が無くなり赤字再建団体になるので、合併を選択することとなった。そこが原点だとすれば、今の忠類村議会議員については、報酬を10パーセント減ずるか、類似団体の最低額のいずれか低い方とすべきではないか。」との発言があり、事務局から、「協議会に提出される議案は、分科会、専門部会、幹事会と議論、協議が積み上げられ、協議会に提案という形が取られている。しかし、先進事例の中には、それぞれ現行どおりの額とするケースがあったことから、議会側に検討をお願いし、忠類地域の議員の報酬額については現行の16万2千円、期末手当については加算率10パーセントにする結果が得られ、これを適正なものとして判断し、提案させていただいた。」と説明したあと岡田会長から、「議会議員として同じ仕事をしていただくのに、一つの町に二つの給与があること自体おかしいことだと思うが、在任特例の期間は忠類村の議員は今までどおりの報酬でよい、その方がより住民の理解も得られやすいという議会の意向もお聞きした中で判断し、提案をした。」との答弁がありました。



帰山孝夫委員

- ◎ 調整結果に異議があるとのことから、起立採決が行われ、起立多数により、原案のとおり承認されました。

幕別町		忠類村	
【報酬】		【報酬】	
議長	323,000円/月	議長	270,000円/月
副議長	258,000円/月	副議長	198,000円/月
委員長	231,000円/月	委員長	183,000円/月
議員	212,000円/月	議員	162,000円/月
【期末手当】		【期末手当】	
①支給率		①支給率	
6月	100分の170	6月	100分の190
12月	100分の270	12月	100分の250
②加算率 10%		②加算率 該当なし	



新町	
【報酬】	
議長	323,000円/月
副議長	258,000円/月
委員長	231,000円/月
議員（幕別地域）	212,000円/月
議員（忠類地域）	162,000円/月
【期末手当】	
①支給率	
6月	100分の170
12月	100分の270
②加算率 10%	

調整結果報告

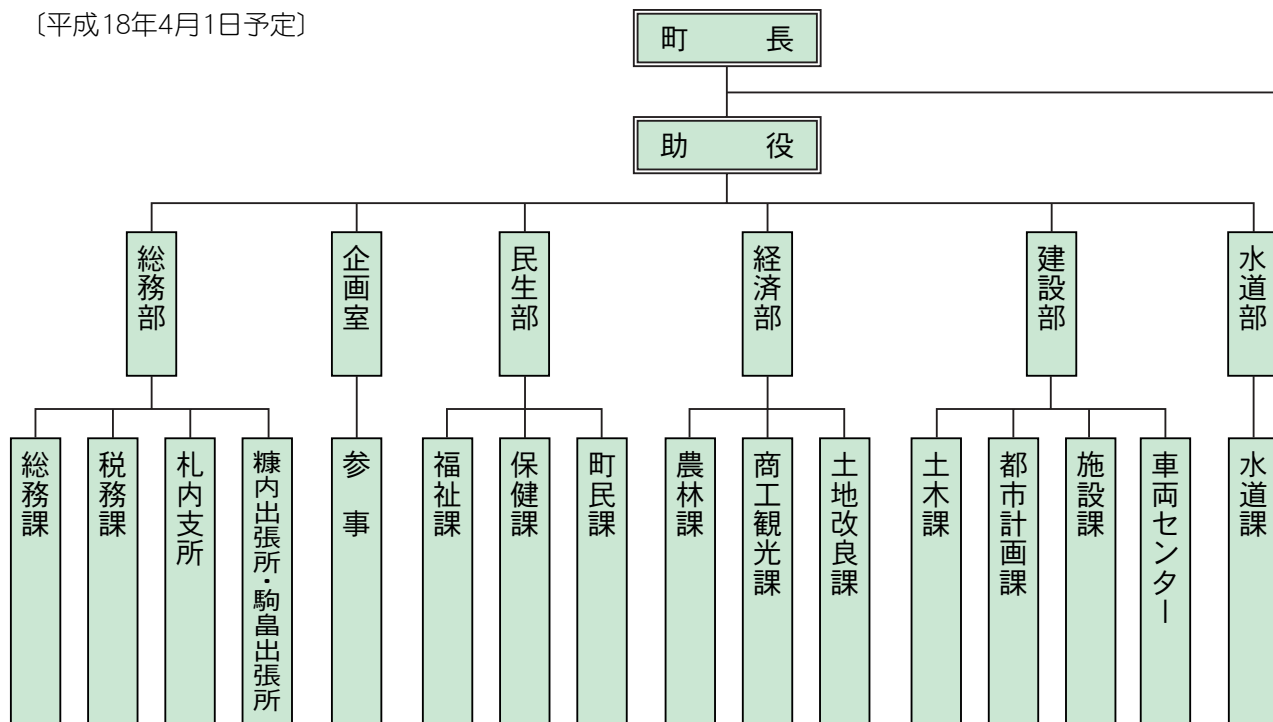
協議項目 15

事務組織及び機構の取扱い

【決定されている調整方針】

新町における事務組織及び機構については、「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。

(平成18年4月1日予定)



- 本庁の組織機構については、平成18年4月1日に、企画室の市町村合併担当参事を廃止し、民生部においては、少子高齢化対策や介護、福祉部門を充実強化すべく、保健福祉センターを福祉課及び保健課に分割し、福祉課は社会福祉係と町民課に属している児童係、保育所を所管することとし、保健課においては、介護保険及び保健部門を所管することとなりました。
- 忠類総合支所については、平成18年2月6日に、忠類地域を担当する助役を置く（協定項目12「特別職の身分の取扱い」において決定済）とともに総合支所長を部長職として配置し、総務課と企画課を統合して地域振興課に、住民課と出納課を統合して住民課に、産業課は土地改良係を加え経済課にすることとなりました。現行の7課23係から5課21係となります。
- 教育委員会事務局については、忠類地域に教育課を設置し、1課5係となります。
- 議会事務局は本庁に、農業委員会事務局は幕別地域、忠類地域それぞれに置かれます。

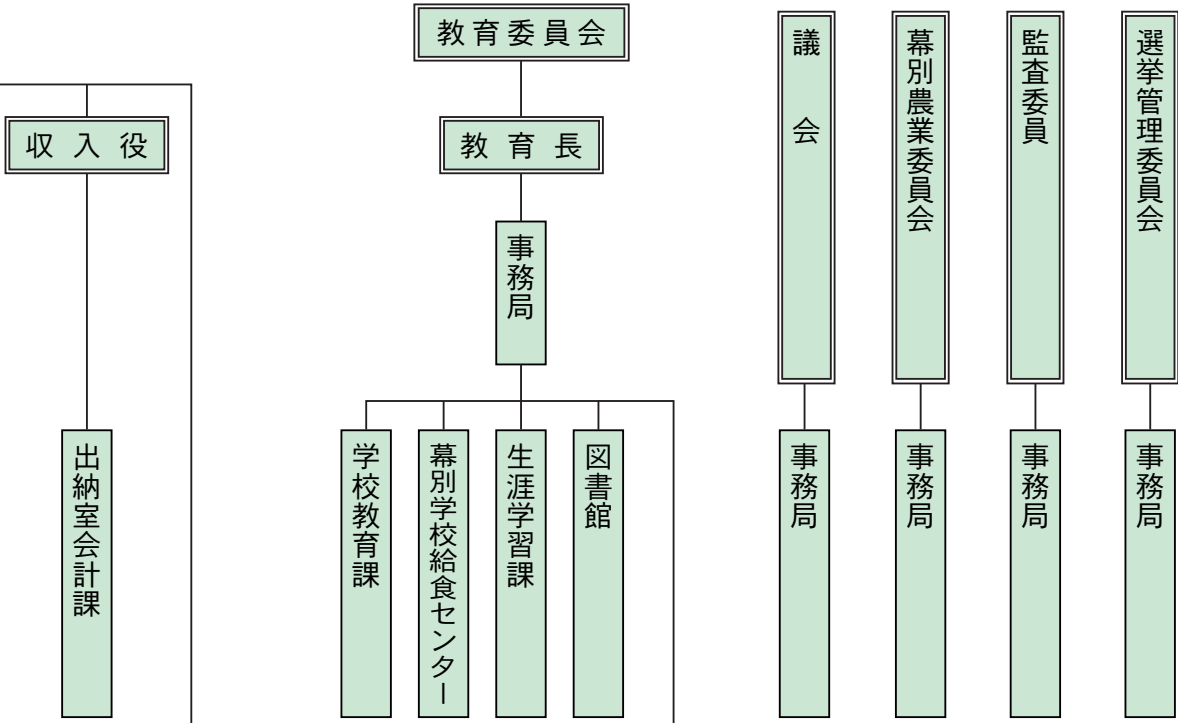
- 平成18年4月1日の職員の配置数については、本庁においては合併時の227人から231人に、忠類総合支所においては合併時の55人から45人となる予定です。

	本 庁	忠類総合支所
H17.10.1	227人	55人
H18.2.6	227人	55人
H18.4.1	231人	45人

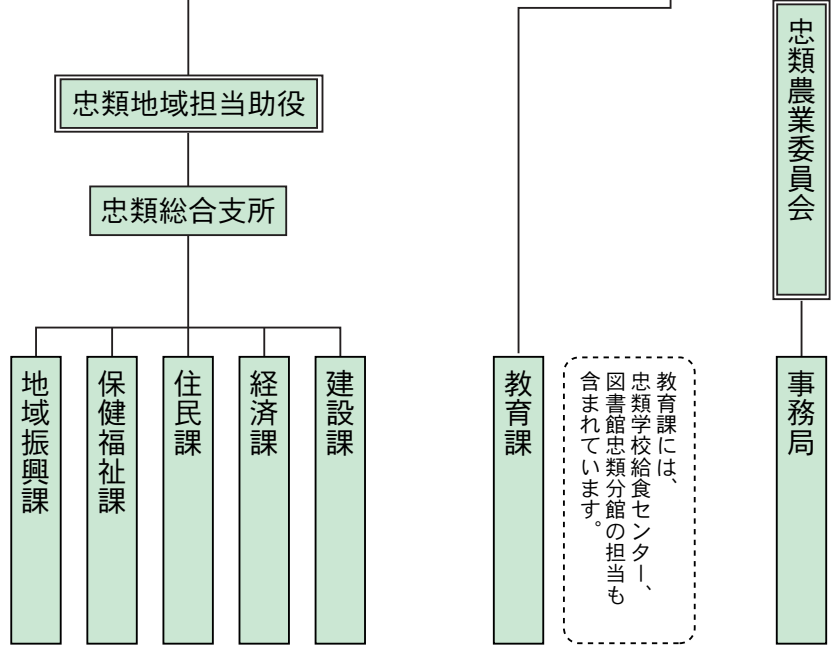


【幕別町役場(本庁)】

幕別町役場 (本庁)



忠類総合支所



【忠類総合支所(現忠類村役場)】

調整結果報告

協議項目18

補助金・交付金等の取扱い

【決定されている調整方針】

補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方について検討する。

- 1 2町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統合に向けて調整する。
- 2 2町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。
- 3 整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。

- 補助金・交付金等のうち、団体補助については、合併に伴って統合する予定となっている団体の補助金は統合し、現行のとおりとなっている団体の補助金は現行のとおりとなりましたが、団体の活動内容、補助金の使途、町域全体の均衡などを勘案の上、廃止することとなった補助金もあります。（統合及び現行のとおりとなる補助金は掲載を割愛しました。）

【団体補助】 補助基準を統合または再編する主なもの

名 称	概 要
公区運営費交付金	忠類村の現行制度をベースに、戸数の少ない公区でも活動が円滑に行われるよう傾斜配分します。 ①基本額 40戸以下 50千円 41～60戸 60千円 61～100戸 70千円 101戸以上 80千円 201戸以上 90千円 301戸以上 100千円 ②戸数割 市街地 200円/戸 市街地以外 400円/戸
幕別町社会福祉協議会補助金	法人運営事業に係る経費から自主財源を差し引いた額を補助するとともに、社会福祉関係団体に対する町からの間接補助分についても上乘せし補助します。
民有林振興対策事業補助金 (森林組合補助)	森林組合の統合に合わせて補助基準を調整します。
乳牛検定組合補助金	補助基準を再編します。
酪農ヘルパー事業補助金 (酪農ヘルパー組合補助)	

【団体補助】 廃止するもの

職員交友会交付金(幕別町)	東京幕別会補助金
広尾地方食品衛生協会忠類支部助成金	忠類村衛生協力会連合会補助金
忠類村農協青年部運営事業補助金	忠類村農協女性部運営事業費補助金
忠類村生涯スポーツ等指導者協議会補助金	忠類村農業者年金協議会負担金

- 事業補助については、国・道の補助が伴う事業は、「現行のとおり」、「新町に拡大」、「制度を統合」することで、新町においても継続して実施することとなりました。
- また、町村単独の事業は、2町村の制度が同一又は同種のものについては、「統合」又は「再編」することとし、2町村独自のものについては、「現行のとおり」又は「新町に拡大」することにより、基本的には、継続することとなりましたが、時限を設けているものや利用実績のないもの、補助効果に比べ財政負担が大きいものについては、廃止することとなりました。

【事業補助】新町に拡大して実施する主なもの

名 称	概 要
幕別町の事業を新町に拡大	
公区会館建設助成金	4 km以内に公的集会施設が設置されていない場合などを条件に、公区会館の建設に助成します。
協働のまちづくり支援事業	公区を対象に、案内板の設置や盆踊り・運動会などの備品購入、ごみ飛散防止ネットの購入、雪かき支援などに対して補助します。
資源回収実践地区協力交付金	再生利用できる廃棄物について、回収量4円/kgを交付します。
新農政推進対策資金利子補給費補助金	農地を取得した場合、当初6年間の約定償還利息の一部を補助します。
特産品研究開発事業補助金	特産品開発のための研究に要する経費として、15万円を限度として補助します。
農業用施設維持管理事業補助金	明渠愛護組合等の管理組合に対し、維持管理作業の実績に応じて補助します。
遠距離通学費補助金	小学生4 km以上、中学生6 km以上の児童生徒の保護者に対し、通学に必要な経費を補助します。
奨学資金交付金	経済的理由により就学困難な者に対して、7千円/月を交付します。
全国、全道文化・スポーツ大会参加助成金	全国・全道大会等に参加・出場する小中学生、国際大会に出場する高校生及び団体に対して助成します。
国内・海外研修派遣事業補助金	小中学生、高校生の国内・海外研修事業に、2万円～8万円の自己負担を控除した額を補助します。
高校生海外留学補助金	海外留学を志す意欲のある高校生に対して、30万円を限度として補助します。
忠類村の事業を新町に拡大	
酪農経営負債整理資金利子補給費補助金	酪農経営負債整理資金について、一定の利子補給を行います。

【事業補助】廃止するもの

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| 北海道季節移動労働者傷害保険共済制度加入助成金(幕別町) | 老人居室等整備事業補助金(幕別町) |
| 中小企業者事業資金利子補給費補助金(忠類村) | 中小企業退職金共済制度奨励事業補助金(忠類村) |
| 誇れる村づくり奨励事業補助金(忠類村) | 村民交通傷害保険加入補助金(忠類村) |
| 農用雌馬導入事業利子補給費補助金(忠類村) | エゾシカ対策事業補助金(忠類村) |
| 自給飼料確保対策事業補助金(忠類村) | |

※「エゾシカ対策事業補助金」、「自給飼料確保対策事業補助金」は平成18年度をもって廃止。

協議項目17

公共的団体等の取扱い

【決定されている調整方針】

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

- 1 2町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。
- 3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

- 公共的団体等の取扱いについては、団体の設置に補助金の支出を含め町村が関与している団体、町村の区域をもって設置する法的根拠がある団体、町村の事業について大きく関与している団体を対象に、調整に努めることとされてきました。
- 公共的団体の統廃合については、団体の自主的な協議を尊重することを基本としているため、多くの団体は現在協議中の状況にあります。
- なお、農協や第三セクターなど法律に設立根拠が定められている法人については、町村合併に関わりなく、現行のとおりとなります。

統合されることとなっている主な団体

町村名	現名称	新名称	内容	
幕別町	社会福祉協議会	幕別町社会福祉協議会	平成18年4月1日に合併し、現在の忠類村社会福祉協議会は支所となります。	
忠類村	社会福祉協議会			
幕別町	遺族会	幕別町遺族会	合併時に統合され、忠類地域に支部が置かれます。	
忠類村	殉公遺族会			
幕別町	身体障害者福祉協会分会	身体障害者福祉協会幕別町分会		
忠類村	身体障害者福祉協会分会			
幕別町	母子若葉会	幕別町母子若葉会		
忠類村	母子会			
幕別町	老人クラブ連合会	幕別町老人クラブ連合会		合併時に統合され、忠類地域の単位クラブは1つに統合されます。
忠類村	老人クラブ連合会			
幕別町	生活安全推進協議会	幕別町生活安全推進協議会		合併時に統合されます。
忠類村	交通安全協会、交通・防犯推進委員会			
幕別町	森林組合	幕別町森林組合	平成18年6月に統合され、忠類地域に支部が置かれます。	
忠類村	森林組合			
幕別町	商工会	幕別町商工会 忠類村商工会	平成19年4月1日の合併に向け協議されており、合併までは現行のとおりとなります。	
忠類村	商工会			
幕別町	観光物産協会	幕別町観光物産協会	平成18年度当初に統合されます。	
忠類村	観光協会			
幕別町	手づくりのまち推進委員会	手づくりのまち推進委員会 コミュニティ運動推進協議会	統合に向けて協議されており、統合までは現行のとおりとなります。	
忠類村	コミュニティ運動推進協議会			
幕別町	文化協会	幕別町文化協会 忠類文化協会		
忠類村	文化協会			
幕別町	体育連盟	幕別町体育連盟 忠類体育連盟		
忠類村	体育連盟			